

香芝市告示第 95 号

地方税法第15条の7第2項の規定に基づく滞納処分執行停止通知書を交付すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達が困難なため、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により、次のとおり公示送達をします。

この公示送達に係る関係書類は、当市納税促進課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和6年8月21日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者
略